

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入少額貨物の簡易通関扱い)</p> <p>67-4-1 次に掲げる輸入貨物については、後記67-4-2の定めるところにより、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記67-4-9の規定により旅具通関扱いをするものを除く。</p>	<p>(輸入少額貨物の簡易通関扱い)</p> <p>67-4-1 次に掲げる輸入貨物については、後記67-4-2の定めるところにより、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記67-4-9の規定により旅具通關扱いをするものを除く。</p>
<p>(1) 輸入（納税）申告書の品名欄の各欄の課税価格が<u>20万円以下のもの</u>（特例申告貨物にあっては、輸入（引取）申告書の品目欄の各欄の申告価格が<u>20万円以下のもの</u>とする。また、<u>関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物であって消費税率が異なること等により複数欄で申告されるものにあっては、当該複数欄の課税価格の合計が20万円以下のものとする。）。</u></p> <p>ただし、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項の規定により輸入の承認を受けなければならないとされている場合及び定率法（第14条及び第16条を除く。）又は暫定法の規定により減免税の適用を受ける場合を除く。</p>	<p>(1) 輸入（納税）申告書の品名欄の各欄の課税価格が<u>20万円以下</u>（特例申告貨物にあっては、輸入（引取）申告書の品目欄の各欄の申告価格が<u>20万円以下</u>のもの。ただし、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項の規定により輸入の承認を受けなければならないとされている場合及び定率法（第14条及び第16条を除く。）又は暫定法の規定により減免税の適用を受ける場合を除く。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(少額個人輸入貨物の取扱い)</p> <p>67-4-5 自己の用に供することを目的として、申告書における1品目の価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、<u>複数欄</u>にわたる場合は各欄の価格による。<u>ただし、関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を消費税率が異なること等により複数欄で申告する場合は、当該複数欄の課税価格の合計。</u>）が20万円以下の貨物を輸入する者の輸入申告については、次に定めるところによる。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、前記67-4-2（少額貨物簡易通關扱をする貨物の輸入手続）による。</p>	<p>(少額個人輸入貨物の取扱い)</p> <p>67-4-5 自己の用に供することを目的として、申告書における1品目の価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、<u>2欄以上</u>にわたる場合は各欄の価格による。）が20万円以下の貨物を輸入する者の輸入申告については、次に定めるところによる。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、前記67-4-2（少額貨物簡易通關扱をする貨物の輸入手續）による。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記3-2の(1)に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物<u>（適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。）</u>を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第4条の規定に準じて算出した価格。以下の項において同じ。）が20万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、<u>下記(3)の規定に留意のうえ、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 2以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下の項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の50%を</p>	<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記3-2の(1)に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第4条の規定に準じて算出した価格。以下の項において同じ。）が20万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 2以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下の項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の50%を</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。（3）の<u>二</u>の（イ）において同じ。）については、（1）の口に準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>（1）の方法により少額品目をとりまとめて行う申告の実施</u>に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ <u>消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。</u></p> <p>二 （省略）</p> <p>ホ （省略）</p>	<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ただし、<u>消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</u></p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。（3）の<u>ハ</u>の（イ）において同じ。）については、（1）の口に準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>この取扱いの実施</u>に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>二 （同左）</p>